

世田谷区都市整備方針の見直し
(『第二部「地域整備方針(後期)」』(案))について

1 主旨

「世田谷区都市整備方針(平成27年4月)」(以下、「都市整備方針」という。)は、都市づくり・街づくりにおける区の総合的な基本方針であり、都市計画法により策定が義務づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての位置づけを持つものである。「都市整備方針」の計画期間は概ね20年であり、区全体としての将来都市像や各地域に共通する都市づくりの基本方針を示した『第一部「都市整備の基本方針」』と、地域のまちの姿や特性を活かした身近な街づくりの方針を示した『第二部「地域整備方針」』とで構成している。

平成27年4月の策定より間もなく10年を迎えることから、各地域における『地域整備方針』のアクションエリアの方針等について、これまでの街づくりの取組み状況等を整理し、見直しに向けた検討を進めている。

このたび、素案説明会及び区民意見募集における区民意見等を踏まえ、『第二部「地域整備方針(後期)」』(案)を取りまとめたので報告する。

2 これまでの経緯

令和5年	3月	現行の地域整備方針(地域のテーマ別の方針、アクションエリアの方針)に係る取組み状況等の整理
	6月	第117回都市計画審議会(検討と部会の設置について諮問)
	10月	第1回アドバイザー会議
	10~12月	区民等との意見交換、オープンハウスの実施
	11~12月	区民アンケート調査の実施
	12月	第2回アドバイザー会議
令和6年	1月	第120回都市計画審議会(区民意見結果とこれまでのアクションエリアに係る区の取組み状況等について報告)
	2月	区民等への取組み状況の公表
	3月	第3回アドバイザー会議
	5月	第4回アドバイザー会議
	6月	第122回都市計画審議会(たたき台の報告)
	7~8月	たたき台に関する区民等との意見交換会及び意見募集
	9月	第5回アドバイザー会議(素案の報告)
	10月	第124回都市計画審議会(素案の報告)
	11~12月	素案説明会及び区民意見募集
	12月	第6回アドバイザー会議(案の報告)

- 3 『第二部「地域整備方針（後期）」』素案説明会及び区民意見募集の実施結果について
【別紙1】素案説明会及び区民意見募集の実施結果についてのとおり。
- 4 世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』（案）について
【別紙2】世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』（素案）から（案）への主な変更箇所について
【別紙3】世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』（案）
【別紙4】世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』（案）概要版のとおり。
- 5 世田谷区街づくり条例第9条に基づく方針案の公告・縦覧・意見書受付について
- (1) 縦覧及び意見書受付期間
令和7年2月18日（火）～令和7年3月3日（月）
- (2) 縦覧場所
- ・都市計画課及び各総合支所街づくり課
 - ・区ホームページ
- (3) 意見書の受付方法
- ・窓口持参、郵送、FAX（都市計画課及び各総合支所街づくり課）
 - ・オンライン手続き（Log oフォーム）
- 6 今後のスケジュール（予定）
- | | | |
|------|-------|----------------------------------|
| 令和7年 | 2月 | 素案に係る区民意見募集の実施結果公表 |
| | 2月～3月 | 世田谷区街づくり条例第9条に基づく方針案の公告・縦覧・意見書受付 |
| | 3月 | 第7回アドバイザー会議（諮問について） |
| | 4月 | 第126回都市計画審議会（諮問） |
| | 7月 | 「世田谷区都市整備方針『第二部「地域整備方針（後期）」』の策定 |